

京都市告示第 429 号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第 3 条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

平成 29 年 11 月 7 日

京都市長 門川 大作

休館する期間 平成 30 年 1 月 30 日（火）から同年 2 月 8 日（木）まで

（子育て支援総合センターこどもみらい館総務課）